

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安堵町長 西本 安博

| | |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 安堵町 (293458) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 西安堵 () |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和5年12月7日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻・野菜・果樹を基幹作物として農業が盛んな地域であるが、農業者が高齢化しており、担い手が不足している。農業従事者の減少、高齢者等による耕作放棄地の増加が見込まれるため、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者の確保及び育成、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していくことが喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者:18人(うち認定農業者1人)
主な作物:水稻、野菜、いちご、いちじく

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手へ農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。また、地域内外から農地を利用する者を担い手として確保することで持続的に農地を利用し、農地が耕作放棄地化しないように努める。また、多面的機能支払交付金を継続して活用していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-------|
| 区域内の農用地等面積 | 19 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 19 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用して、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地集積、集約を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集積を進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を利用していくとともに、県やJAなどの関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 農作業委託については、安堵町営農組合が行うため、他の事業体は現段階では考えていない。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|------------------------------------|---|----------------------------------|--|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

- ⑦ 多面的機能支払交付金を活用して地域で農用地、水路、ため池等の保全・管理(共同活動)を進める。
 - ・【農用地】 草刈り、遊休農地発生防止の活動など年1回
 - ・【水路】 泥上げ、草刈りなど 年1回
 - ・【農道】 草刈りなど 年1回
 - ・【ため池】 草刈りなど 年4回以上
- ⑨ 地域の共同活動について、実施体制や意思決定方法、役割分担を明確にし共同活動を円滑化に進める。
 - ・【実施体制】 自治会、水利組合、西安堵・田畑を守る会
 - ・【意思決定方法】 総会や規定による方法のとおり。
 - ・【役割分担】 農用地:水利組合 水路:水利組合、自治会 農道:水利組合 ため池:水利組合